

〔平成 26 年 5 月 12 日  
基礎 1 - 5〕

# 税制調査会（基礎小委①）

## 〔銀行税等〕

平成 26 年 5 月 12 日（月）

財 務 省

# イギリスの銀行税について

- 2011年1月1日より、銀行のバランスシートを課税対象とした銀行税を導入。
- 導入目的は、経済危機に係る幅広いコストに対応するための費用を銀行等に負担させるため(金融危機の直接的な公的救済コストに対応するためではない。)
- 政府は金融セクターに対して、低リスクの資金調達手段の選択を促すことにより、より安定的な経営体質への転換を求める。

## 【制度の概要】

### ○対象

- ・国内銀行
- ・国内で業務を行う外国銀行の支店

など

### ○課税標準

- ・原則、負債・資本の総額
- ・ただし、中核的自己資本(Tier 1)、預保保証された小口預金などは除く

### ○適用税率(注)

- ・原則 0.075%
- ・ただし、長期大口資金調達分については軽減税率0.0375%

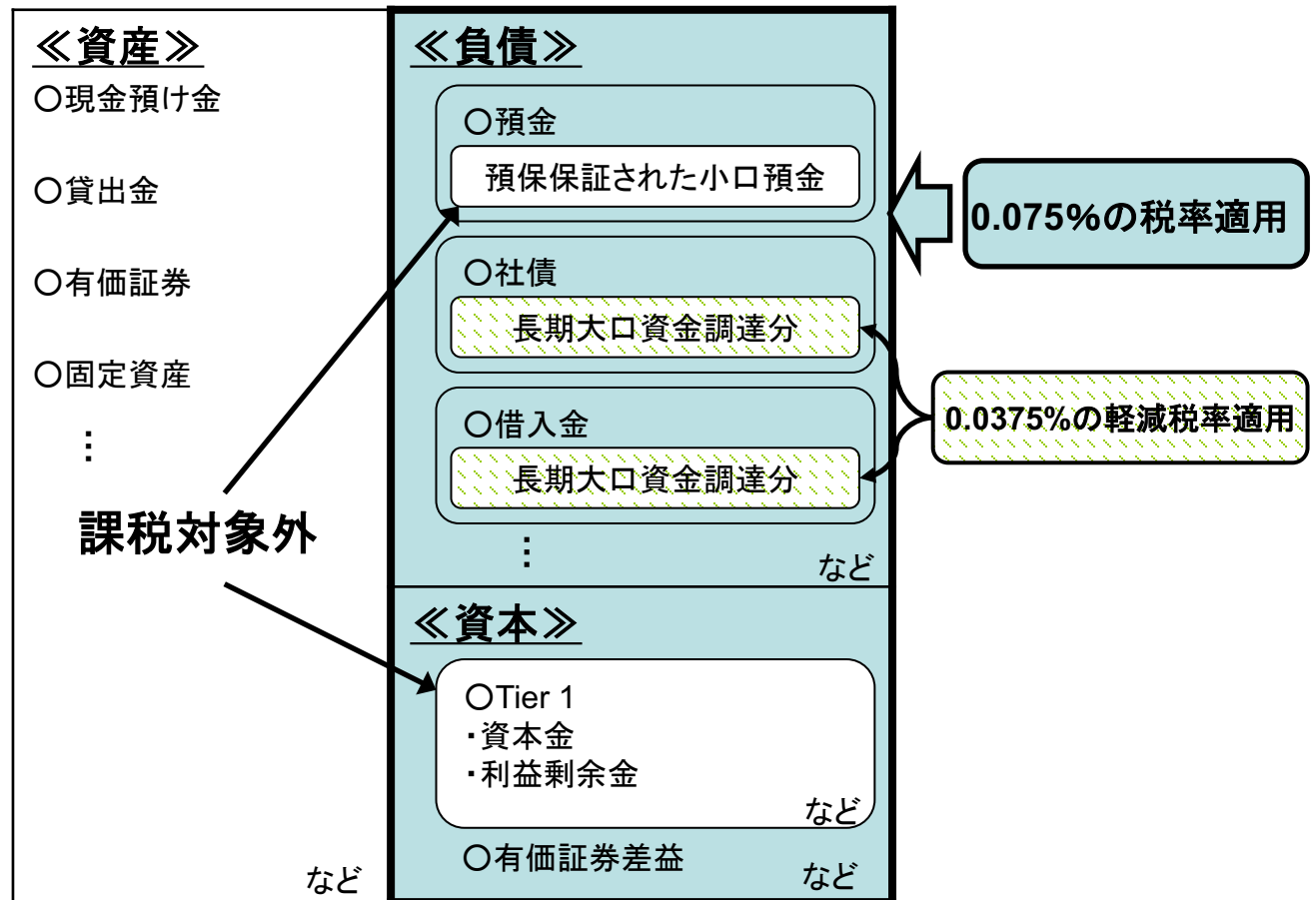
### ○税収

- ・16億ポンド(2,576億円)(2011年度実績)

### ○その他

- ・銀行税の経費計上(損金算入)は不可

## (参考)銀行税の課税のイメージ



(注)2011年5月から適用された値。2013年1月からは0.130%の税率(軽減税率は0.065%)が適用されている。

(備考)邦貨換算レート:1ポンド=161円(裁定外国為替相場:平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)

# ドイツの銀行負担金について

- 銀行負担金の創設規定を含む「金融機関再生関連法案」が2010年12月に成立し、2011年7月より導入された。
- 導入目的は、金融機関の存続危機あるいはシステムリスクに際し、金融安定化のために資本注入や保証の提供等を行う金融再生基金を設立し、その原資とすること。
- 負担率等は政令で定められている。

## 【制度の概要】

### ○対象

- ・国内銀行
- ・国内で業務を営む外国銀行の支店(注)

など

### ○負担額

- ① バランスシートの負債と資本の総額(但し、自己資本及び預金を除く)の0.02～0.06%(超過累進)
- ② 対象銀行等が保有しているデリバティブの名目元本の0.0003%

上記①+②の合計額が負担額となる。

- ・但し、負担額には上限額が設定されており、営業利益の20%、又は上記①+②により算出される金額の5%に相当する額のどちらか大きい方とされている。なお、上限を上回る部分については翌年以降に繰越し(2019年までは翌年以降2年間、2020年からは翌年以降5年間繰越し)。
- ・また、負担額+繰越額の上限は営業利益の20%である。

### ○増収額

- ・5.2億ユーロ(約702億円)(2013年度実績)

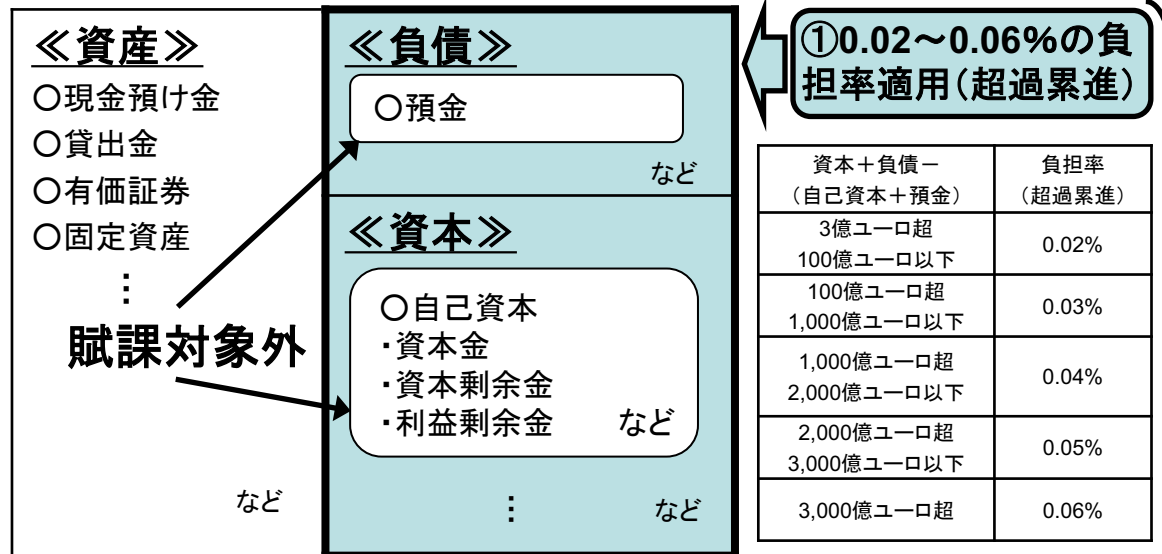
### ○その他

- ・銀行負担金の法人税法上及び営業税法上の経費計上(損金算入)は不可

(注) 欧州経済領域外の外国銀行に限る。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=135円 (裁定外国為替相場: 平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)

## (参考) 銀行負担金の課金のイメージ

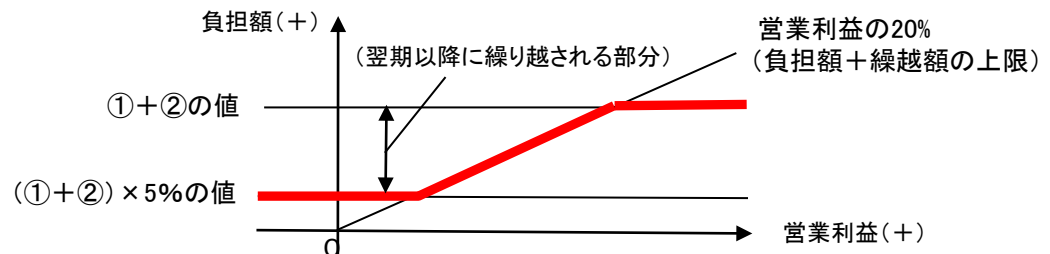


①+②の合計が負担額

## 保有しているデリバティブの名目元本

②0.0003%の負担率適用

## (参考) 負担金の上限額を加味した負担額のイメージ



# フランスの銀行システムリスク税について

○2010年12月に成立した「2011年予算法」に基づき、2011年1月より、金融機関の最低所要自己資本を課税対象とした銀行システムリスク税が導入された。

○導入目的は、金融機関のリスクテイクを抑制すると共に、将来の金融危機の発生による納税者の負担を減殺するため。

## 【制度の概要】

### ○対象

- ・国内銀行
- ・国内で業務を行う外国銀行の支店<sup>(注1)</sup>

など

※最低所要自己資本が5億ユーロ以上であることが要件

### ○課税標準

- ・バーゼルⅡ<sup>(注2)</sup>に定める最低所要自己資本

### ○適用税率

- ・0.539%

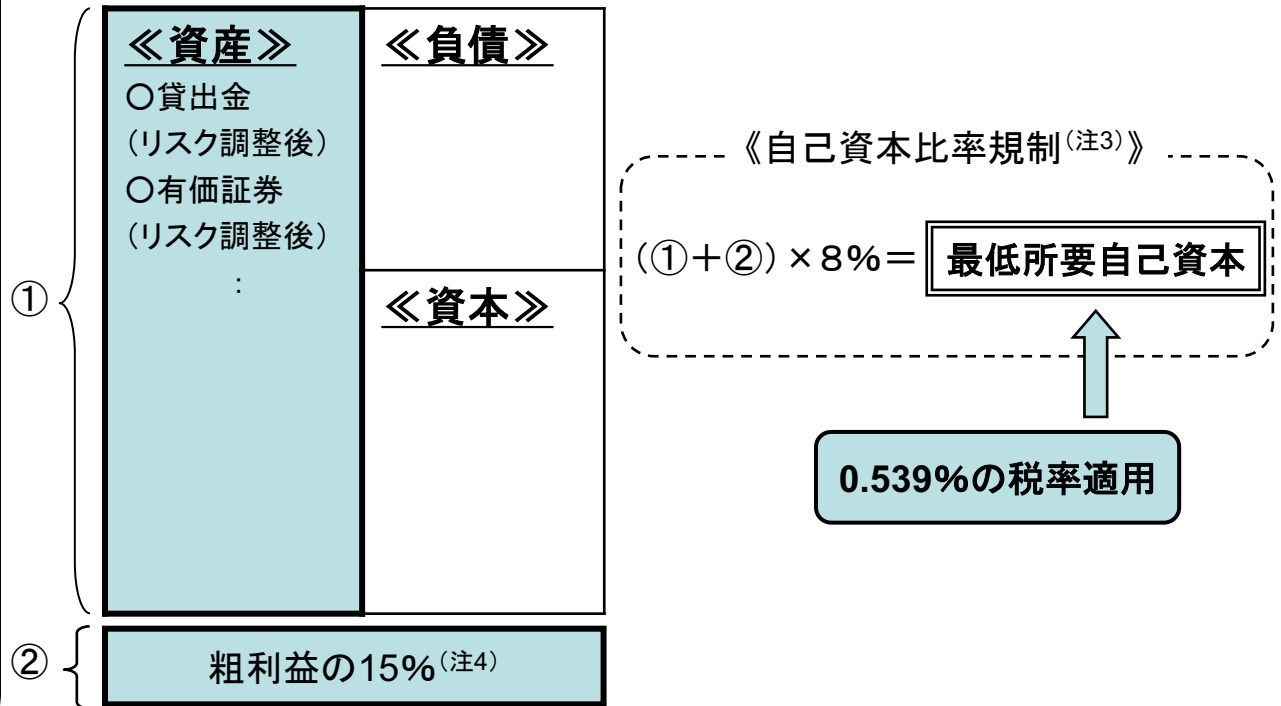
### ○税収(見積り)

- ・約11億ユーロ(約1,485億円)(2013年度)
- ・約11.5億ユーロ(約1,552.5億円)(2014年度)

### ○その他

- ・銀行システムリスク税は、法人税計算の際に損金算入が認められる

## (参考)銀行システムリスク税の課税のイメージ



(注1) 欧州経済領域外の外国銀行に限る。

(注2) 国際間における金融システムの安定化等を目的として、バーゼル銀行監督委員会が2004年6月に公表した、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際基準。

(注3) 銀行の健全性確保のため、自己資本比率を一定以上の水準に保つよう、監督官庁が金融機関に対して求める規制。国際業務を行う銀行については、バーゼルⅡの規制に従う。フランスでは2007年2月に定められた政令により、バーゼルⅡを規則化している。

(注4) システムの不具合やミス・不正等によって損失が生じるリスクを基礎的な手法によって算出している。

(注5) 表中の自己資本比率の計算方法は、国際業務を行う銀行につき、原則的な取扱いを示している。

(注6) 2013年、2014年の税収見積りについては、2012年の見積りに、各年において見込まれる増収額を機械的に足し合わせて算出したもの。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=135円(裁定外国為替相場: 平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)。

## 特定同族会社の留保金課税制度

同族会社には、税制上特別の措置が講じられている。これは、少数株主の支配の下で、家族への報酬・給与の支払い等による所得分割や恣意的な配当の繰延べ等が行われるおそれがあることを考慮した仕組みである。留保金課税制度もこうした一環として位置付けられている。  
 (平成 19 年度の税制改正に関する答申)

- 制度の概要：課税留保金額に対し、次の税率により課税を行う

$$\text{課税留保金額} = \text{所得等の金額} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}$$

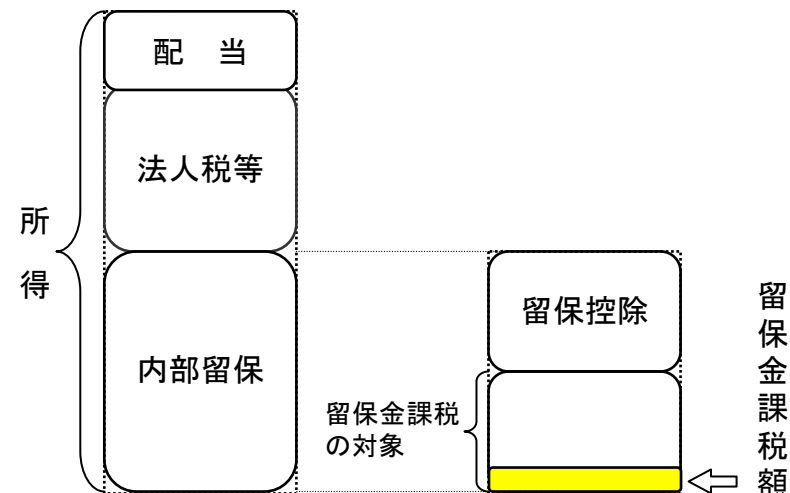
税率：課税留保金額 3,000 万円以下の部分	…10%
"          1 億円以下の部分	…15%
"          1 億円超の部分	…20%

留保控除額（次のうち最も多い額）

- ① 所得基準：所得等×40%
- ② 定額基準：2,000 万円
- ③ 積立金基準：資本金×25%－利益積立金額

- 適用対象：特定同族会社…1 株主（その同族関係者を含む）による  
持株割合等が 50% を超える会社

〔資本金の額が 1 億円以下であるものにあつては、大法人（資本金の額が 5 億円以上の法人等）との間にその大法人による完全支配関係がある法人等に限る。〕



- 留保金課税の状況

平成 22 年度	455 億円	内連結（7 億円）
平成 23 年度	423 億円	内連結（6 億円）
平成 24 年度	530 億円	内連結（79 億円）

出所：「会社標本調査」（国税庁）